

富田林市制施行70周年記念協賛事業募集要領

富田林市は、令和2年(2020年)4月1日に市制施行70周年を迎えます。本市では、令和2年度を市制施行70周年記念事業の実施期間として位置づけ、さまざまな記念事業を実施します。

そこで、市民の皆さんや、市内で活動する団体、企業等が実施される協賛事業を募集します。

1. 対象事業

この要領において「協賛事業」とは、市民、市内で活動する団体、企業等が実施する事業で、本市市制施行70周年記念事業の基本理念に賛同し、協力いただける事業とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 政治的または宗教的活動として行われる事業
- (2) 企業本来の業務を遂行するためや企業の評判を良くすることだけを目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) その他市長が不相当と認める事業

2. 実施期間

協賛事業の実施期間は、令和2年4月1日から、令和3年3月31日までに実施・完結する事業とします。

3. 協賛内容

市は、協賛事業の認証を受けた者に対し、次に掲げる事項を認めます。

- (1) 「富田林市制施行70周年記念協賛事業」の名義使用
- (2) 「富田林市制施行70周年記念ロゴマーク」の使用
- (3) のぼり旗の貸与
- (4) 市ウェブサイトなど市広報媒体による周知

4. 申請

- ① 協賛事業の認証を受けようとする者は、富田林市制施行70周年記念協賛事業承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に実施事業の概要がわかる企画書を添付し、あらかじめ市に申請してください。

- ② 市は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認するときは富田林市制施行70周年記念協賛事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により、申請者に結果を通知します。
- ③ 市は、承認にあたり、必要な条件を付することができるものとします。

5. 承認内容の変更

承認を受けた者が、承認内容を変更または中止しようとするときは、協賛事業変更・中止届出書(様式第3号)により、直ちに市に報告してください。ただし、軽微な内容の変更については、報告は不要です。

6. 承認の取り消し

市は、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができます。なお、承認を取り消した場合において生じた損害について、市は賠償する責任を負いません。

- (1) 申請内容に虚偽があると認められるとき
- (2) 承認後に対象事業及び対象期間に該当しないことが判明したとき
- (3) 市が特に承認を取り消す必要があると認めたとき

7. 実施報告

協賛事業の承認を受けた者は、事業終了後速やかに富田林市制施行70周年記念協賛事業実施報告書(様式第4号)及び事業実施時の写真を市に提出してください。また、のぼり旗の貸し出しを受けた場合は、速やかに返却してください。なお、悪天候等で開催できなかった場合は、その旨を報告してください。

8. 問い合わせ

富田林市役所市長公室都市魅力課

電話：0721-25-1000(内線328)

Eメール：kouhou@city.tondabayashi.lg.jp